「最上中央公園」の指定管理者の審査結果について

先に公募を行った「最上中央公園」の指定管理者の候補者については、選定しないこととしましたのでお知らせします。

１　施設名　　最上中央公園

２　募集期間　　令和８年８月７日から令和８年９月 18 日まで

３　申請団体数　　１団体

４　審査の方法

選定基準に基づき、山形県県土整備部指定管理者審査委員会　（弁護士、公認会計士、大学教授等の外部有識者を含む計６名で構成）において、以下のとおり総合的に審査及び評価を行った。

（１）審査の手順

- 申請団体の資格要件への適合の確認
- 事務局からの申請概要等の説明
- 各申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- 申請団体に対する質疑、応答
- 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- 評点結果を参考に総合的な審議・評価

（２）評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

５　選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点
Ⅰ基本事項	施設の設置目的と管理運営方針	・都市公園への理解。管理運営の方針は適切か。 ・申請者の経営モラルは適切か。	満たしていなければ失格
	収支計画の適格性及び実現の可能性	・申請者が提示した指定管理料は、県が示した上限額以内となっているか。 ・収支計画は適切で、かつ、事業計画との整合が図られているか。 ・現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。	
	施設の維持管理の適確性	・当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ・県が求める維持管理の基準に合致しているか。	
	労働法令の遵守	・労働関係法令は遵守しているか。 ・最低賃金は遵守しているか。	
Ⅱ施設の平等利用の確保	１．平等利用を図るための具体的手法と期待される効果	・１－①高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用のしやすさへの配慮のほか、予約受付方法、利用調整等具体的に考えられているか。	５点
		・１－②事業内容に偏りがないか。	
Ⅲ事業計画の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	２．管理経費における経済性	・２－①効率的な維持管理を図ることなどにより、提案額は県が示す上限額と比べ節減は図られているか。	10点
	３．サービス向上を図るための愚弟的手法	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・募集要項等で示した内容への提案として適切か	30点
		・３－①利用者ニーズを把握するための具体的手法、サービス提供や管理運営状況の分析･検証方法が適切か。	
		・３－②施設の機能や設備を十分に活用した提案となっているか。	
		・３－③自主事業の企画内容は、実現性が高くサービスの向上を一層図るものか。	
	４．施設の維持管理の内容の妥当性	・４－①維持管理の内容(実施回数､箇所等)は、適切な計画となっているか。 ・４－②施設の安全管理、利用者の安全管理への取組み（防犯・防災・事故防止・感染症防止等の対策）は十分か。	７点
	５．利用者の増加を図るための具体的手法	・５－①利用拡大の取組内容は十分か。 ・５－②広報計画の内容は適切か。 ・５－③具体的かつ適切な達成目標（利用者数等）を設定しているか。	６点
	６．管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）	・６－①地域との関わりが強い活動や地域と一体となった活動等 ・６－②地域、関係機関、ボランティアとの連携は十分か。	５点

Ⅳ事業計画に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有する	７．安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	・７－①職員体制（人数、配置体制）は十分か。 ・７－②責任の所在は明確か ・７－③有資格者、経験者等の配置は十分か。 ・７－④職員の採用、確保方策は適切か。 ・７－⑤職員の育成、研修体制は十分か。 ・７－⑥外部委託の実施計画は妥当か。 ・７－⑦共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ・７－⑧過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あった場合は適正な措置がとられているか。	９点
	８．財務状況及び経営基盤	・８－①申請者の財務状況は健全か。 ≪基準１≫流動比率：1.0以上、2.0未満を標準。 ≪基準２≫自己資本比率：0.2以上0.4未満を標準。 ・８－②金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	９点
Ⅴその他	９．利用者要望への対応	・９－①利用者等からの苦情、要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 ・９－②トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。	４点
	10．緊急時の対応	・１０－①防災対策、緊急時及び事故発生時の対策（未然防止対策を含む。）は妥当か。	３点
	11．情報公開・個人情報及び公益通報者保護の取組み	・１１－①情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組は妥当か。	３点
	12．地域経済への公園	・１２－①地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	３点
	13．県の施策への協力	・１３－①県が進める各種施策（別表）に対し、協力しているか。	３点
	14．環境への配慮	・１４－①リサイクル・省エネ等、環境への配慮は十分か。	３点
合　　計			100点

※基本事項について、満たしていなければ「失格」となる。

（別表）県の施策への協力で評価する各種施策

①エコアクション21取得
②障がい者雇用
③子育て支援
④やまがたスマイル企業認定制度
⑤建設雇用改善優良事業所表彰
⑥地域貢献活動（災害活動、マイロード等）
⑦新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ
⑧女性の活躍推進
⑨協力雇用主としての活動
⑩新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む）
⑪当該施設におけるキャッシュレス決済への対応
⑫建設産業の新３Ｋ（給料、休暇、希望）の実現に向けた取組み

６　選定結果

山形県県土整備部指定管理者審査委員会における審査結果は下記のとおりであり、この審査結果を踏まえ、指定管理者の候補者を選定しないこととした。

○　選定基準Ⅰについて

・申請に関する事項及び欠格事項については、すべての項目の資格・要件等を満たし、適切に書類が提出されていた。

○　選定基準Ⅱについて

・１．平等利用を図るための具体的な手法において、利用ルールの明確化、予約・利用調整の透明性や多様な利用者への配慮についての具体的な提案がなく、標準をやや下回る評価であった。

○　選定基準Ⅲについて

・２．県が示す指定管理料の上限額と同額であった。
・３．サービス向上を図るための具体的手法において、数値目標の設定に対する具体的な提案がないものの、地元農業との連携や季節に合わせたイベント等による自主事業の提案があるため、標準的な評価であった。
・４．施設の維持管理の内容の妥当性において、施設管理（巡回・点検、清掃、修繕・異常対応）及び安全管理（日常、悪天候時、事故発生時）についての具体的な提案がなく、標準をやや下回る評価であった。
・５．利用者の増加を図るための具体的手法において、数値目標の設定に対する具体的な提案がなく、標準をやや下回る評価であった。
・６．管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）において、数値目標の設定に対する具体的な提案がなく、標準をやや下回る評価であった。

○　選定基準Ⅳについて

・７．安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制において、常駐２名体制で多くの自主事業を並行することや、体調不良時や緊急時への対応力に大きな不安があり、安定的な施設運営を任せるには体制が厳しいと思料されるため、標準を大きく下回る評価であった。
・８．財務状況及び経営基盤において、低い流動比率及び自己資本比率のため、債務超過の状態で短期的な資金と債務負担のバランスが悪く、経営管理面での信頼性や正確性に懸念が残るため、標準を大きく下回る評価であった。

○　選定基準Ⅴについて

・９．利用者要望への対応において、数値目標の設定に対する具体的な提案がなく、標準をやや下回る評価であった。
・10．緊急時の対応において、適切な人員配置が不明確で具体的な提案がなく、標準を大きく下回る評価であった。
・11．情報公開・個人情報保護及び公益通報者保護の取組みおいて、取組みに対する具体的な提案がなく、標準をやや下回る評価であった。
・12．地域経済への貢献において、多くの地域事業者との連携や具体的な取組みの提案があるため、標準をやや上回る評価であった。
・13．県の施策への協力において、取組みに対する具体的な提案がなく、標準をやや下回る評価であった。
・14．環境への配慮において、数値目標の設定に対する具体的な提案がなく、標準をや

や下回る評価であった。

以上、総合評価による審査の結果、人的能力及び運営体制や財政状況及び経営基盤についての評価が低かったことから不適当と判断し、申請者を指定管理者の候補者として「適当でない」とした。

区分	審査結果
選定基準Ⅰ	適格
選定基準Ⅱ	2.7
選定基準Ⅲ	33.0
選定基準Ⅳ	5.1
選定基準Ⅴ	10.0
合計	50.8

（注１）点数は、各審査委員の平均値である。
（注２）点数は、小数第２位を四捨五入したものである。そのため、合計欄の数値が、選定基準Ⅱ～Ⅴまでの集計値と一致しない場合がある。